

RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作
成業務委託に係る事前確認公募

公 募 要 領

2025年2月

国立研究開発法人 国立がん研究センター

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務を委託することを目的とし、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。なお、参加意思確認書等を受理した際は、一般競争入札に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 件名

RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務委託

2. 数量

一式

3. 契約期間

契約締結日～令和7年8月31日

4. 選定方法

応募要件を満たす応募者が複数あった際は一般競争入札に移行します。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。なお応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

5. 応募要件

- 5.1 応募者は、法人格を有していること。
- 5.2 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のうちA, B, C又はDの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争資格を有する者。
- 5.3 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 5.4 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 5.5 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- 5.6 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- 5.7 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 5.8 別紙 3に定める証明書記載の要件を満たすこと。

5.9 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

5.10 業務執行体制等に関する要件

別紙 1「RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務 仕様書」
参照

6. 手続き等

6.1 担当部署

東京都中央区築地5-1-1

国立研究開発法人 国立がん研究センター（築地キャンパス）

財務経理部 調達課

電話番号 03-3547-5201（内線7476）

6.2 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

概要：

別紙 1「RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務 仕様書」に記載の要件を満たし、かつ「5. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、又は直接訪問にて、上記「6.1 担当部署」に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2025年2月28日17時00分

場所：「6. 手続き等」6.1に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

提出書類：参加意思確認書（別紙 2）

証明書（別紙 3）

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

参考見積

7. その他

7.1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

7.2 一般競争入札に移行した場合、その旨後日通知する。

7.3 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務

1. 調達件名
RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務
2. 業務の概要
国立研究開発法人国立がん研究センター研究所において、RIを用いた最新の研究を推進するためにRI規制法等の法令対応が必要である。そのために必要な、原子力規制委員会への変更許可申請書作成業務。申請書作成上、必要とされる図面作成業務等も含む。
3. 業務場所
国立がん研究センター 研究所 RI実験施設
4. 業務期間
契約締結日～令和7年8月31日まで
5. 業務内容
業務内容は別表1に示す通りとする。

別表1

5.1 RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務

仕様書

1. 概要

国立研究開発法人国立がん研究センター研究所RI実験施設（研究棟4階）において、小動物用放射線イメージング装置、具体的にはPET/CT装置及びSPECT/CT装置を導入する。これに伴い、研究所において、世界及び日本においても普及し始めているセラノステイクス医療にかかる放射性同位元素（RI）の使用許可核種を追加・新設し、許可されているRIの使用量を変更する。本書は、これらの目的を達する為の事前準備として、原子力規制委員会への変更申請書を作成する為の仕様書です。

2. 履行場所

国立がん研究センター研究所 RI実験施設

3. 業務事項及び内容

○委託内容

国立研究開発法人国立がん研究センター研究所において、RIを用いた最新の研究を推進するためにRI規制法等の法令対応が必要である。そのために必要な、原子力規制委員会への変更許可申請書作成業務。申請書作成上、必要とされる図面作成業務等も含む。

○成果物

RI規制法に基づく、国立研究開発法人国立がん研究センター研究所の変更許可申請書 1部

○検収条件

検収にあたっては、国立研究開発法人国立がん研究センターの検収担当者が作成した変更許可申請書の確認をおこなう。

○納期

2025年8月31日

年 月 日

参加意思確認書

国立研究開発法人 国立がん研究センター

理事長 中釜 斉 殿

住 所

会社名

代表者

連絡先

印

「RI規制法対応のための研究所変更許可申請書作成業務」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※ 会社概要について記載すること

パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること

サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※ 応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可

以上

証 明 書

次の事項には該当しません。

(国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則第6条及び7条)

- ①当該契約を締結する能力を有しない者
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ④国立研究開発法人国立がん研究センター反社会的勢力への対応に関する規程（平成28年規程第48号）第2条各号に掲げる者
 - ⑤以下のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
- (7) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

令和 年 月 日

住 所
会社名
代表者

印